

第6 無窓階の取り扱い

- 1 令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

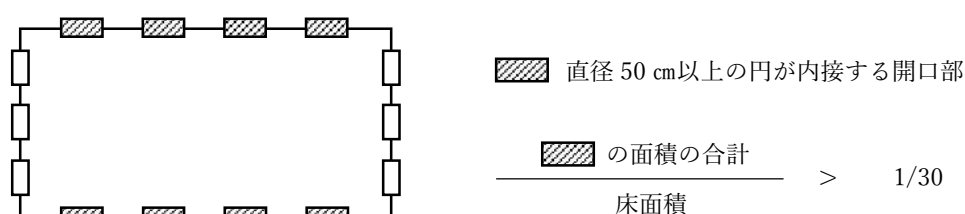
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の5によるほか、次によること。

（1）床面積に対する開口部の割合

規則第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

ア 11階以上の階

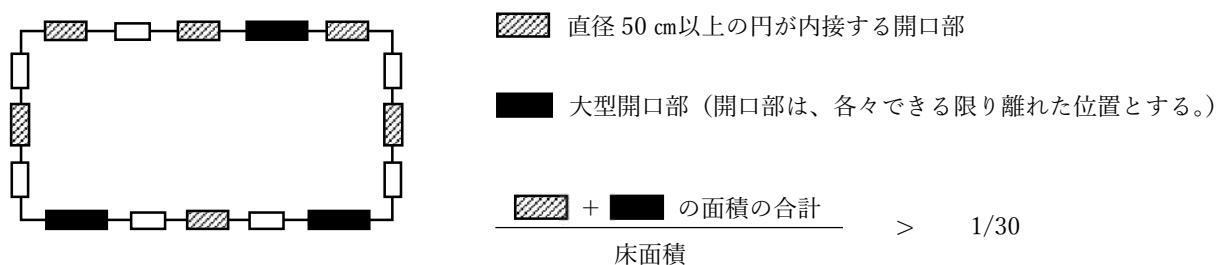
直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階であること。（第6－1図参照）



第6－1図

イ 10階以下の階

前アの場合と同様であるが、前アの開口部に直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。（第6－2図参照）

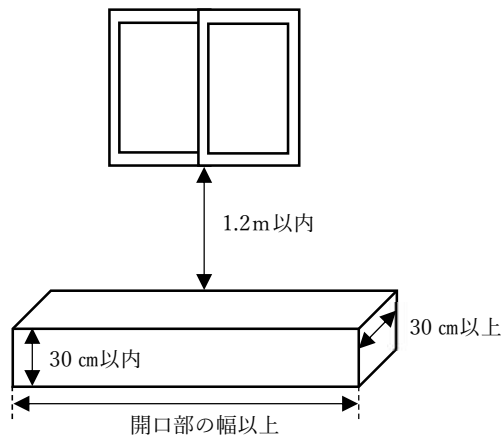


第6－2図

(2) 開口部の位置

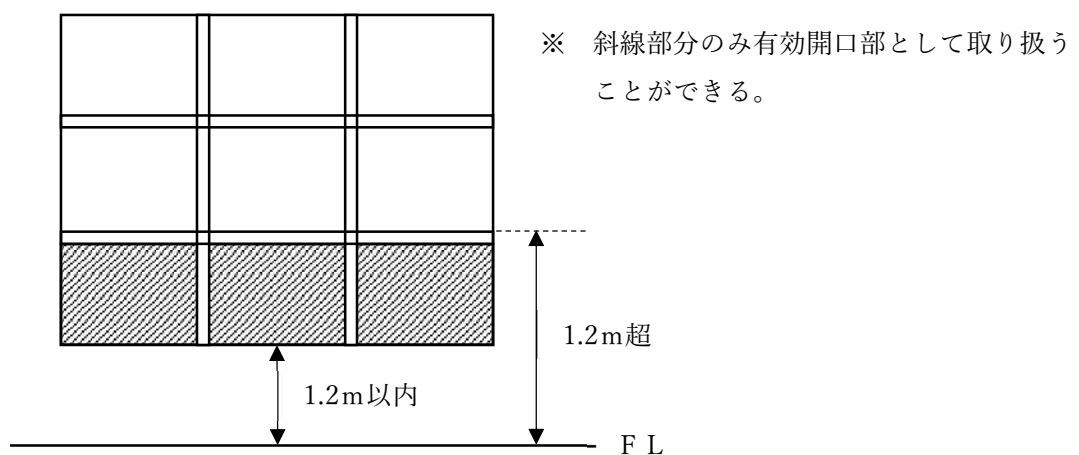
ア 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、規則第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。(第6-3図参照)

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは30 cm以内、奥行は30 cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障のないように設けられていること。



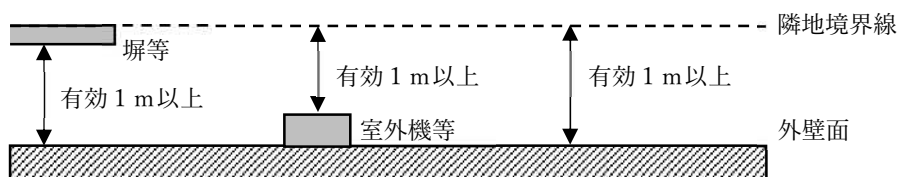
第6-3図

イ 開口部が桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口部として取り扱うこと。(第6-4図参照)



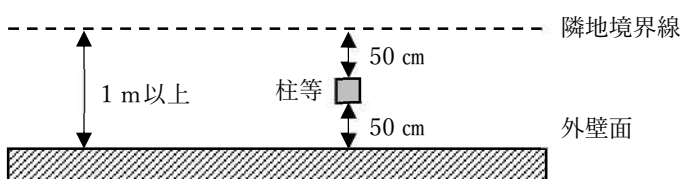
第6-4図

ウ 規則第5条の5第2項第2号の「道に通ずる幅員1 m以上の通路」の幅員の算定は次によること。(第6-5図、第6-6図参照)



第6-5図

※ 室外機等が1.8m以上の高さ（地盤面から室外機等の下面までの高さをいう。）に設置されている場合は、外壁面から隣地境界線（隣地境界線に沿って塀等がある場合は当該塀等）までの距離により算定すること。



第6-6図

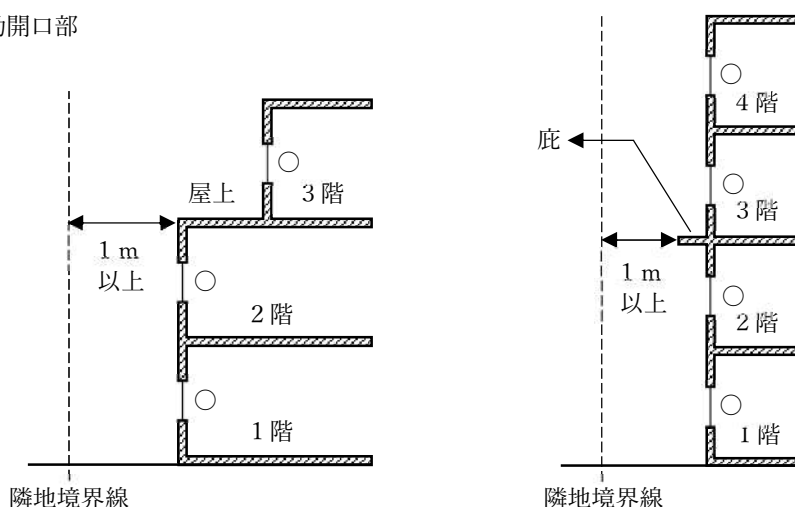
※ $50\text{ cm} + 50\text{ cm} = 1\text{ m}$ ($\geq 1\text{ m}$) であっても、道に通ずる幅員1 m以上の通路として取り扱うことはできない。

なお、道に通ずる幅員1 m以上の通路に門扉を設ける場合は、門扉の開放時に有効幅員を1 m以上確保すること。

エ 次に掲げる空地等は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

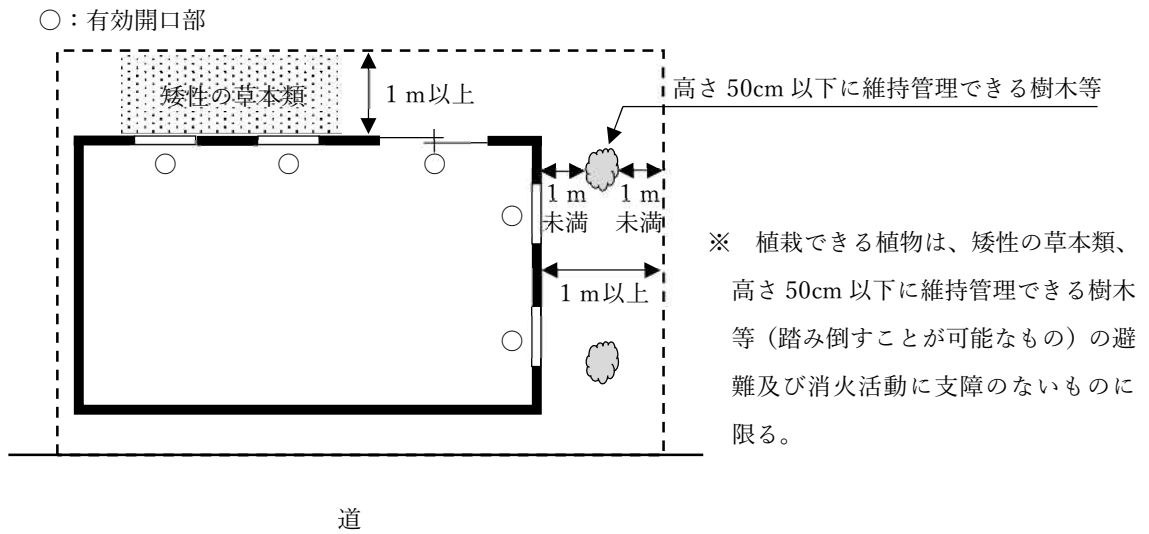
- (ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- (イ) 道又は道に通じる幅員1 m以上の通路に面する建築物の屋上、屋根、庇又は階段状の部分等で、避難及び消火活動が有効にできるもの（第6-7図参照）

○：有効開口部



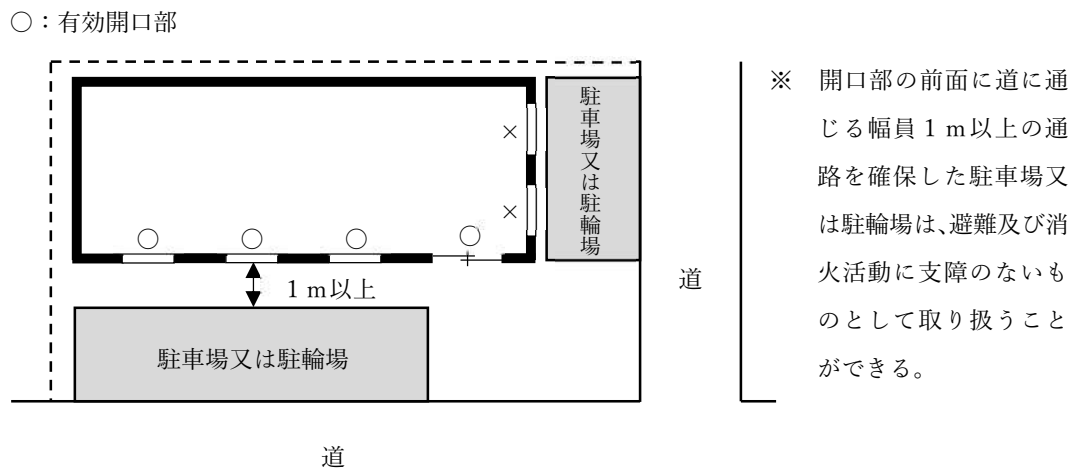
第6-7図

(ウ) 植栽で避難及び消火活動に支障のないもの（第6－8図参照）



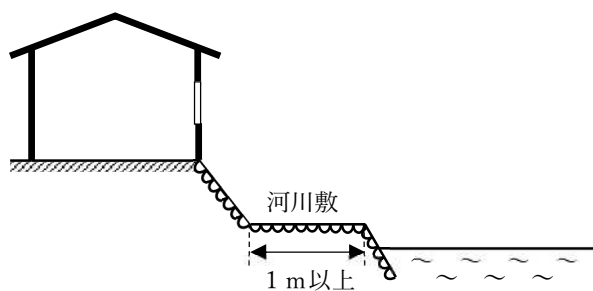
第6－8図

(エ) 駐車場又は駐輪場で避難及び消火活動に支障のないもの（第6－9図参照）



第6－9図

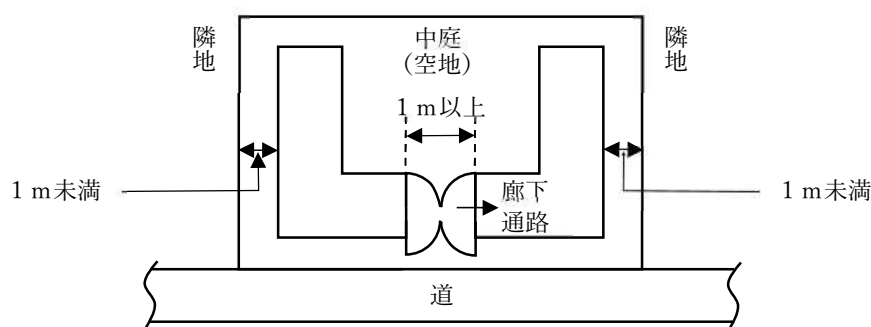
(オ) 傾斜地又は河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの（第6－10図参照）



第6－10図

(カ) 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第6－11図参照）

- a 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m以上であること。
- b 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
- c 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20 m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
- d 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
- e 道に面する外壁の開口部で必要面積の1/2以上を確保できること。



第6－11図

(キ) アーケードが設けられている道路で避難及び消火活動が有効にできるもの

オ 避難上又は消防活動上有効な開口部は、人が無理なくたどりつける位置にあり、かつ、60kgの体重を支え得る強度を有すること。

(3) 開口部の構造

ア 次に掲げる開口部は、規則第5条の5第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(ア) ガラス窓

第6－1表に掲げるもの

(イ) シャッター付き開口部

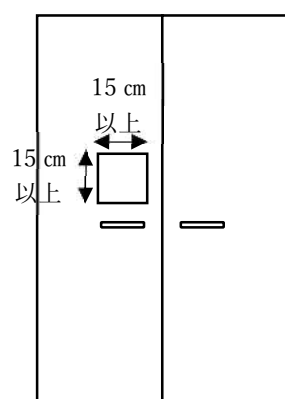
- a 屋内外から手で容易に開放できるシャッター付き開口部
- b 煙感知器の作動と連動して解錠し、屋内外から手動又は電動（非常電源付きのものに限る。）で開放できるシャッター付き開口部
- c 屋内外から開放できる電動式シャッター付き開口部(非常電源付きのものに限る。)
- d 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔操作により開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きのものに限る。)
- e 屋外から水圧によって開放できる装置（以下「水圧開放装置」という。）を備えたシャッター付き開口部（「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（通知）」（昭和52年12月19日付け消防予第251号）に適合しているものに限る。)

なお、上記開口部は、バルコニー等有効に消防活動ができるスペース（奥行は60cm以上、長さは開口部の長さ以上）に設けること。

(ウ) ドア

a 手動式ドア

- (a) 屋内外から鍵を用いないで開放できるもの
- (b) 水圧開放装置により屋外から施錠を開放できるもの
- (c) ガラス小窓（高さ 15 cm 以上、幅 15 cm 以上）を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの（ガラスの種類は、第 6－1 表において破壊可能なものに限る。）（第 6－12 図参照）



施錠方法
外：シリンダー錠
内：サムターン錠

第 6－12 図

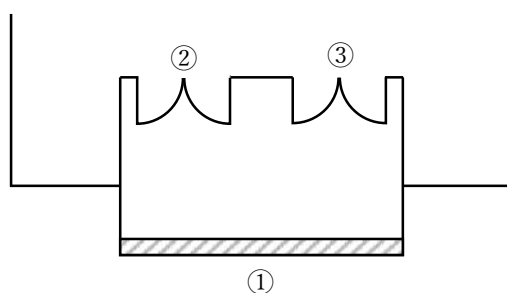
b 電動式ドア

- (a) 第 6－1 表において、開口部全体を有効開口部として算定できるもの
- (b) 停電時であっても、非常電源の作動又は手動により開放できるもの

(エ) 二重窓

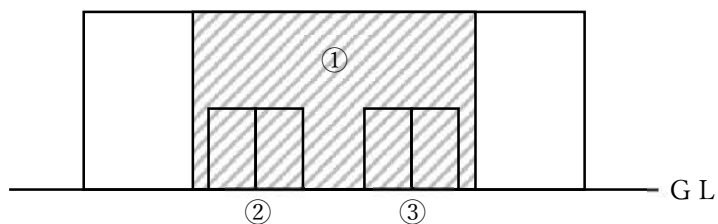
(ア) から (ウ) までの開口部が組み合わされたもの（有効開口面積は、開口面積の小さい方で算定する。）（第 6－13 図参照）

平面図



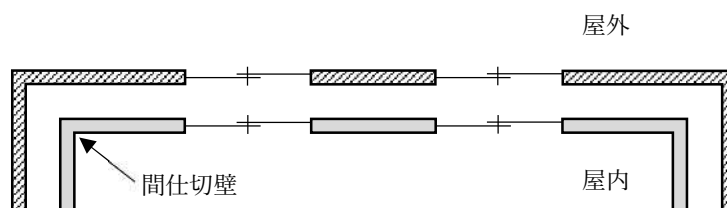
①：シャッター
②、③：両開き戸
有効開口面積は、②及び③の面積の合計とする。

立面図



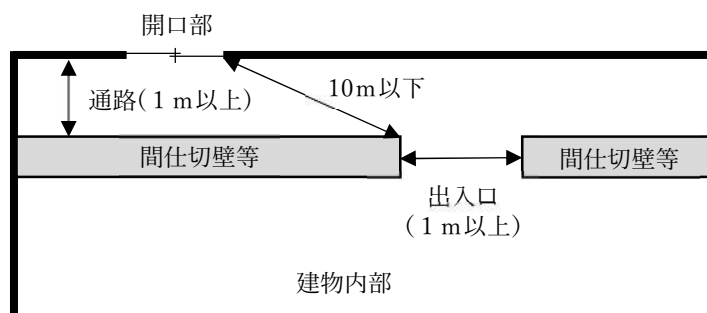
第 6－13 図

- (オ) 間仕切壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）（第 6－14 図参照）



第 6－14 図

- (カ) 開口部と間仕切壁、商品棚等（以下「間仕切壁等という。」）の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの（第 6－15 図参照）
- a 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常時通行に支障がないこと。
 - b 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員は 1 m 以上であること。
 - c 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は 10m 以下であること。

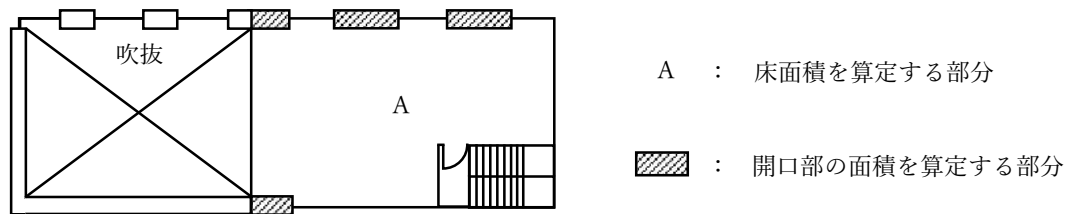


第 6－15 図

- (キ) 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障のないもの
- イ 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第 6－2 表により判断すること。
- なお、開口部の位置に手すり、ブレース（補強材）等が設置されているものにあつては、これを考慮して算定すること。

2 その他

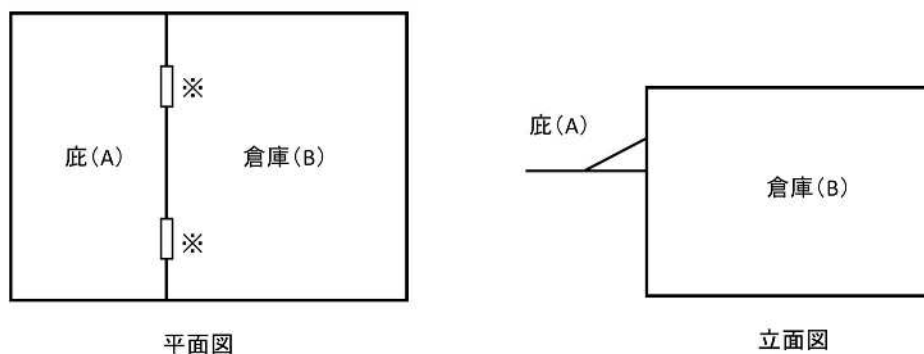
- (1) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱いは、次によること。（第 6－16 図参照）
- ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



第6-16図

- (2) 底部分 (A) の面積は十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有するため、床面積の算定上は算入される。したがって、建築物の床面積は倉庫部分 (B) の面積と合算して (A+B) となるが、無窓階の判定は底部分 (A) を外部空間として取り扱い、倉庫部分 (B) の床面積 30 分の 1 の開口部により判断することができる。

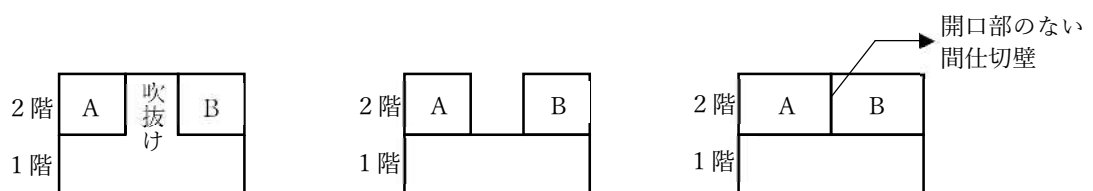
※ 開口部として判断できる。



第6-17図

- (3) 同一階が空間で隔てられている場合、又は開口部のない間仕切壁で区画されている場合は、階全体で無窓階の判定をすること。この場合、隔てられた部分又は区画された部分ごとに平均して開口部を設けるよう指導すること。

なお、開口部のない間仕切壁が令8条区画に該当する場合は、区画された部分ごとに無窓階の判定をすること。(第6-18図参照)



第6-18図

- (4) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合は、当該危険物施設の部分を含んで判定すること。

第6-1表

ガラスの種類による無窓階の取り扱い

開口部の条件 ガラス開口部の種類			無窓階判定 (規則第5条の5)	
			足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6 mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 mm以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6 mm以下 + PVB30mil(膜厚 0.76 mm)以下 +フロート板ガラス 6 mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8 mm以下 + PVB30mil(膜厚 0.76 mm)以下 +フロート板ガラス 5 mm以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 5 mm以下 + PVB60mil(膜厚 1.52 mm)以下 +フロート板ガラス 5 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	網入板ガラス 6.8 mm以下 + PVB60mil(膜厚 1.52 mm)以下 +フロート板ガラス 6 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 3 mm以下 + PVB60mil(膜厚 1.52 mm)以下 +型板ガラス 4 mm以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ 6.8 mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

【凡例】

○…開口部全体を有効開口部として取り扱うことができる。

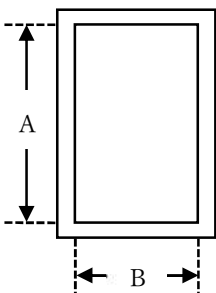
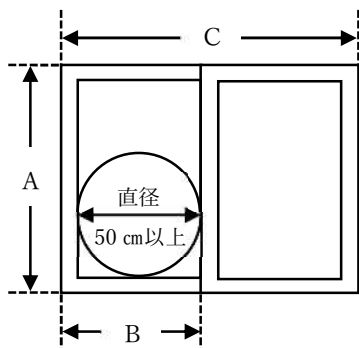
△…ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合は概ね 1/2 の面積で算定する。)を有効開口部として取り扱うことができる。(鍵が2以下の場合に限る。)

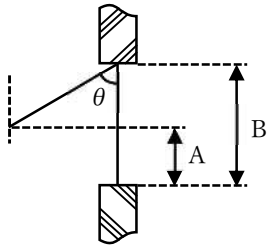
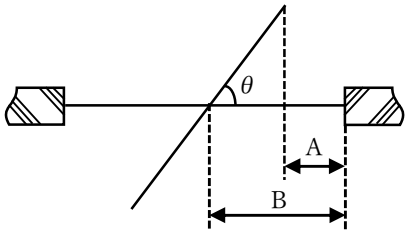
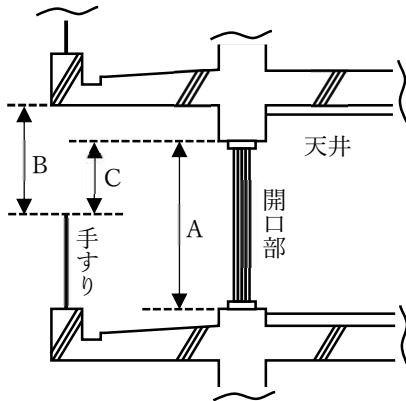
×…有効開口部として取り扱うことができない。

【備考】

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 「耐熱板ガラス」とは、低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラスをいう。
- 5 「PVB」とは、ポリビニルブチラル膜をいう。
- 6 低放射ガラス（通称：Low-E 膜付きガラス）並びにポリエチレンテレフタレート（PET）製窓ガラス用フィルム（基材の厚さが $100\mu\text{m}(=0.1\text{ mm})$ 以下のものに限る。）及び塩化ビニル製窓ガラス用フィルム（基材の厚さが $400\mu\text{m}(=0.4\text{ mm})$ 以下のものに限る。）を用いた開口部は、基板となるガラスを本表（網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ 6.8 mm 以下のものに限る。）により判断する。

第6－2表 開口部の有効寸法の算定方法

	型 式	判 断
F I X		$A \times B$ とする。
（引き違い窓を含む。）		$A \times B$ とする。 ただし、各々のガラス窓に直径 50 cm 以上の円が内接でき、第6－1表の無窓階判定欄において○の場合は、 $A \times C$ とすることができる。

突出し窓	 (注) θ は最大開口角度(0度～90度)	Aの部分とする。 (注) $A = B(1 - \cos \theta)$ ただし、第6－1表の無窓階判定欄において○の場合は、はめ殺し窓と同様とする。
回転窓	 (注) θ は最大開口角度(0度～90度)	Aの部分とする。 (注) $A = B(1 - \cos \theta)$ ただし、第6－1表の無窓階判定欄において○の場合は、はめ殺し窓と同様とする。
外壁面にバルコニー等がある場合	 天井 開口部 手すり	Aの部分とする。 なお、Bは1 m以上で手すりの高さは、床面から1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員が60 cm未満の場合はCを開口寸法とする。